

第8期おだわら高齢者福祉介護計画（素案）に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	第8期おだわら高齢者福祉介護計画（素案）
政策等の案の公表の日	令和2年12月15日（火）
意見提出期間	令和2年12月15日（火）から令和3年1月13日（水）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ等）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	1件（1人）
インターネット	0件（0人）
ファクス	0件（0人）
郵送	0件（0人）
直接持参	1件（1人）

無効な意見提出	0件（0人）
---------	--------

3 提出意見の内容

市民意見の募集で提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0件
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	1件
C	今後検討のために参考とするもの	0件
D	その他	0件

〈具体的な内容〉

(1) 施設整備に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む）
1	<p>第8期計画中に老人保健施設などの施設整備をして欲しい。</p> <p>市全体で空床はあっても、自ら希望する施設は満室で入所できず、市外施設を利用して待機している状況がある。</p> <p>空き状況だけで判断しているようだが、多くの入所待機者がいることや団塊の世代の高齢化による施設不足が懸念される。新規参入により競争原理が働き、質の向上が期待できるのではないか。</p>	B	<p>介護保険施設のうち、「介護老人福祉施設」は令和3年2月に開設されるため、第8期計画の策定では、サービスの利用状況や市内介護保険事業等アンケートの結果などから、在宅復帰を支援する「介護老人保健施設」又は日常的な医療管理や看取りに対応できる「介護医療院」の整備を検討した。その結果、本市内に無く市外施設の利用が増えている「介護医療院」を整備し、慢性期の医療・介護ニーズへの対応を図ることとした。</p> <p>これら施設サービス利用に係る保険給付費は、介護保険料の金額設定を含め、介護保険財政に大きな影響を与える。そのため、今後も、サービス利用に係る受給バランスや保険給付費の推移等を踏まえた施設整備に努めていく。</p> <p>また、各介護保険事業所に対し、専門知識・技術の向上に係る研修や相談員の派遣を行うとともに、円滑かつ適切な運営が図られるような支援及び指導・監査を行い、介護サービスの質の向上を図っていく。</p>